

平成 26 年

第 4 回大津町議会臨時会会議録

開 会 平成 26 年 7 月 25 日

閉 会 平成 26 年 7 月 25 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告

平成26年第4回大津町議会臨時会会議録

平成26年第4回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第1日)

平成26年7月25日(金曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	6 番 山 本 重 光
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則
出席議員	10 番 源 川 貞 夫	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 大 塚 龍 一 郎		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一		
	書 記 堀 川 美 紀		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	総務部総務課長 徳 永 太	
	副 町 長 徳 永 保 則	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 上 田 ゆ かり	
	総 務 部 長 岩 尾 昭 徳	総 務 部 長 白 石 浩 範	
	住 民 福 祉 部 長 田 中 令 児	総 務 課 行 政 係 長	
	経 済 部 長 大 塚 義 郎	教 育 長 齊 藤 公 拓	
	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	教 育 部 長 松 永 高 春	
	併任工業用水道課長	農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 田 勝 徳	
	総 務 部 次 長 杉 水 辰 則	兼 総 合 政 策 課 長	

会 議 に 付 し た 事 件

議案第48号	大津北中学校増築工事（建築本体）請負契約の締結について
--------	-----------------------------

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 6 年 7 月 2 5 日 (金) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 4 8 号 大津北中学校増築工事 (建築本体) 請負契約の締結について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

- 議 長 (大塚龍一郎君) ただいまから、平成 2 6 年第 4 回大津町議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定によって、4 番松田純子さん、5 番桐原則雄君を指名します。

日程第 2 会期の決定

- 議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長 (大塚龍一郎君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

- 議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程、並びに報告内容については議席に配付のとおりです。

日程第4 議案第48号 大津北中学校増築工事（建築本体）請負契約の締結について
上程・提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4 議案第48号 大津北中学校増築工事（建築本体）請負契約の締結についてを議題とします。

お諮りします。議案第48号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の臨時議会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます前に、一言お礼を申し上げたいと思います。

第85回の都市対抗野球大会におきまして、大津町代表としてホンダ熊本が第1回戦で5対4で負けはしましたものが、郷土出身者を始めとする町応援団85名の皆さんとともに東京ドームで熱く燃え、感動をいたし沸き立ったことを、もちろん元気な大津をPRできたことをご報告申し上げます。本当にありがとうございました。

つきましては、議案第48号、「大津北中学校増築工事（建築本体）請負契約の締結について」でありますが、この物件は5月28日に条件付一般競争入札の公告を行い、7月16日に入札を実施いたしました。入札の結果、宇都宮・上田・宮川建設工事共同企業体、代表者菊池郡大津町大字室2137番地2、株式会社宇都宮建設、代表取締役宇都宮義次様と2億6千784万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。議案第48号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして詳細説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） おはようございます。議案第48号、大津北中学校増築工事（建築本体）請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

議案集は1ページから2ページ、説明資料は1ページから2ページになります。

今回の工事請負契約案件は大津北中学校増築工事で、建設工事の種類といたしましては建築一式工事になります。公共工事等の入札に際しましては、大津町財務規則入札心得、その他関係規程等によりまして、その業務を行わせていただいております。

また、一般競争入札及び条件付一般競争入札につきましては、大津町一般競争入札等に係る事務手

続処理要領、公共工事等の入札及び契約手続の一層の透明性及び競争性を確保するために一般競争入札及び条件付一般競争入札の手続等について規程いたしております。その中で対象となる工事等を予定価格が5千万円以上の建設工事、特定建設工事共同企業体への発注工事といたしております。そこで、今回の調達方法は条件付一般競争入札により行わせていただいております。

それでは、入札に係る分についてご説明を申し上げます。なお、工事概要等につきましては、後ほど教育部長からご説明をいたします。

説明資料の1ページでございます。まず、工事にかかる競争入札参加資格の要旨についてご説明をさせていただきます。

建設工事の種類は建築一式になります。

共同企業体の構成員数は2者、若しくは3者といたしております。

次に、格付等級等でございますけれども、その共同企業体の格付構成を代表構成員が町格付建築A、構成員2が町格付建築B、またはC。構成員3が町格付建築B、またはCといたしております。この組合せにつきましては、大津町建設工事等請負業者の選定運用基準の規程、並びに国の共同企業体運用準則では上位等級、及び第2等級に属する者の組み合わせが原則となっており、これに準じた町格付建築A、町格付建築B、またはCの組み合わせといたしました。

また、営業所の所在地は代表構成員及び構成員2、3ともに大津町内に主たる営業所を有することといたしております。

施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績として企業の代表構成員は平成16年度以降、元請として日本国内において完成したRC造の建築一式工事で、請負金額が5千万円以上の新築、増築、改築、または改修工事の施行実績を有することといたしております。

また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件として代表構成員は、①左記の「施工実績に関する事項」同等以上の実績を満たす工事の施工経験を有すること。原則として、全工程に従事していることを要するものであります。②建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するもの。③当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3カ月以上にある者として、すべての条件を満たす技術者を選任で配置できることなどを入札の参加要件として平成26年5月28日に条件付一般競争入札の公告を行いました。

次に、2ページをお願いいたします。工事の概要及び入札結果についてご説明いたします。

工事名は大津北中学校増築工事（建築本体）です。

工事内容については、記載のとおりでございますが、詳細につきましては、後ほど教育部長からご説明をいたします。

本案件は、共同企業体への発注ということで事前に競争参加資格の確認を行っておりますが、申請を行った5社すべてに入札参加資格が確認されました。その後、7月16日に入札参加者5者で入札を実施いたしました。入札参加者及び出資割合等、入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。入札の結果、宇都宮・上田・宮川建設工事企業体、代表者菊池郡大津町大字室2137番地2、株式会社宇都宮建設、代表取締役宇都宮義次様が2億6千784万円で落札となりました。

た。

工期は議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から、平成27年3月6日までといたしております。なお、予定価格につきましては、記載のとおりでございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） おはようございます。議案第48号、大津北中学校増築工事（建築本体）について説明いたします。

この工事は、平成25年度の美咲野小学校開校及び大津北中校区における住宅開発、分譲、アパート建設等により児童生徒数が増加し、平成27年度からの教室不足に対応するために技術科等の東側に校舎を増築するための建築本体工事であります。

説明資料の2から6ページをお願いします。

これまでの基本方針と工事内容ですが、大津北中学校の現在の保有教室数は普通教室15室と特別支援教室を合わせて17教室ありますが、生徒数増加により平成27年度には2教室が不足する見込みです。現段階での今後の生徒数の推移見込みについては平成35年頃をピークに増加が続き、推計よりもさらに加速することも予想されるため、整備資格面積を有効に活用すること、また、教職員及びPTAとの協議を実施し、教師の目が行き届き、生徒が安心して学校生活を営むことができるよう配慮した設計にしております。

工事概要ですが、鉄筋コンクリート造2階建。屋根はガルバリウム塗装鋼板葺ハゼ葺。延床面積1千113平米で、既存校舎が鉄筋コンクリート造であり、コンクリート打ちっぱなしと調和するよう意匠を引き継ぐ方向性とし、また、有事における避難場所としての強じん性も考慮した設計としております。

3ページ、4ページに配置図、付近見取図を示しております。それから、5ページに1階の平面図。6ページは2階の平面図。7ページは立面図でございます。

施設全体として、ユニバーサルデザインの誰もが使いやすい施設とするため、段差解消や多目的トイレ等の配置を行っています。内装については、農林省所管の森林林業再生基盤づくり交付金を活用し、天井、床、壁、内装建具に地域産材による木質化を図り、断熱性、調湿性等に優れた特性を持つ木材による内装仕上げとすることで良質な室内環境を作り、シックスクール対策を行っています。また、採光を考慮して南側に教室を配置し、2メートルのバルコニーを設けることで直射を避けながら室内の明かり環境、温度環境を向上させ、空調効率を上げること、及び事業参観、教育の日の参観にも十分対応できること、照明にLEDを採用することで省エネ、メンテナンスコストを削減、二重屋根構造とすることで断熱性を向上し、環境負荷を低減する設計としております。

以上が施設の概要です。よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） これで提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑を行いたいと思います。

ただいまの説明の中で、学校関係者とPTA関係者の方々との懇談会を行って、いろんな意見を聞いて、そういったところを反映して設計されたと申されましたので、やはりその当事者の方々といえますか、関係者の方々の意見がとても大切だと思います。この執行するに当たって、また議会で認めるに当たってもですね、そういった意見の中でもこういったところがやっぱり一番ポイントでしたというところがあるならば、そういったところを1点でも2点でもよろしいですから説明を願いたいと思います。

それと、今回のこの入札の結果を見ますれば、JVで3社集まっておられます。出資割合が55%、25%、20%ということで、何せ金額が高額になってきますので、そういった時の例えば入札保証金あたりがですね、かなり高額になってくると思います。ですから、例えば今回落札された共同体の割合から算出してみますれば、契約金額に対しての100分の5の入札保証金が必要となると。また、その出資割合を100分の5でまず契約金額を割って、1千339万2千円というふうになりますけれども、これのまた出資割合が55%、25%、20%となるならば、一番多いAクラスの55%ということは736万5千円ということになってしまうかと思いますが、この点についてきちんと入札保証金の確保はできた上で提示されていると思いますけれども、そここのところをきちんと執行されているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

いろいろ何回も協議を重ねて、全体的なポイントの中で主な意見だけ申し上げたいと思います。

まず、PTAからはですね、いじめの温床となる教師の視線上の死角をなくしてほしい。学校教育が円滑に実施されるようしっかり学校の意見に配慮してほしいと。それから、授業参観等でこれまでの教室がせまくて授業参観が非常に保護者が入れなかったということで、廊下やバルコニーから子どもたちを見ることができるようにしてほしい。トイレは奥まった場所は避けたほうがよい。増築で駐車スペースが減るので別途駐車スペース、駐輪場も合わせてですけど、そういったことについても配慮してほしいというのが主な意見でございました。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

まず、出資割合等でございますけど、ご承知のように今回の条件付一般競争入札の場合につきまして、事前に資格要件、作業実績等、事前審査されたということで確認をさせていただいております。また、今回の出資比率につきまして、それぞれの割合につきまして企業体の構成員の出資比率要件の20%とというかたちで、それぞれの構成員の中です、決められておるところでございます。

入札の保証金につきまして、当然ご承知のように、今、ご指摘いただきましたように100分の5以上の入札保証金という形で納めなければならないということでございますので、今回財務規則の76条にこの点につきまして規程してございます。これまで参加される方々の企業につきましては、過

去2カ年の実績等踏まえまして、誠実に履行されているというようなことが私たちのほうでもその辺を確認をさせていただいておりますので、この財務規則に基づきまして、納付に代えて、この件については担保を提供させることができるということでございますので、今回につきましてはそういった履行条件、実績ございますので、それに応じた形で今回取扱いをさせていただいているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度、質疑いたします。

教育部長の説明は非常に分かりやすく良かったですと思います。まさに、北中っていうのは死角が一番多い学校だろうと思います。できた当時はですね、私はもう既に議員だったんで、何でこんな形をするのかなと疑義に思って、その後色々問題がありましたもんね。別棟みたいな形でそっちから見られるというのは本当に死角の確保というのはよくできていると思います。今回のそういった事前に皆様方の意見を反映するという、これは一番理想であり、実情にあったものかと思いますが、それはそれで非常によろしいことだと思います。

もう一点の入札保証金についてでありますけれども、ちょっとこのところは再度確認をしときたいんですが、それでは、契約金額の100分の5の1千339万2千円っていうのが町の金庫にきちんと入っているということで理解していいんですね。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

すみません、私の説明が不十分で申し訳ございません。先ほど財務規則の第76条に規程されているということでご説明した中で、競争入札に参加しようとする者が過去2カ年の間に国、または、地方公共団体と仕様及び規模を同じくする契約を数回以上に渡って締結し、かつこれをすべて誠実に履行しており、その者が契約を締結しないこととなる恐れが認められる時。こんな形で規程をされておりますので、これに抵触しないとか違反しない場合につきましては、入札保証金の免除をするというような形の全部、または一部を免除するとなっておりますので、それにつきましては、それまでのこういった担保があるということでその要件に合致しているということで免ずるという取扱いをさせていただいているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度、質疑いたします。

過去に一般質問とかいろいろ言いまして、例えば、経営事項審査あたりは自己提出ですから、いろんなごまかしっていうのも横行しているという事実がありますよとか指摘したことがあります。ですから、今まで私はこの議員をやってきました、落札された業者が途中で会社が倒産されて工事を投げ出すということも実際あっているんですね。ということはですよ、結局、そういった事実を生んだということを踏まえるならば、きちんとそういった特例あたりよりも、まず、入札保証金を入金すること、用意することができる力を持った企業というあたりで査定するべきではないかなと思うんです。ですから、今回、2億6千700万円の契約金額が行われておりますけれども、ここでですね、一回

業者を査定するんですよ。せっかく入札参加者というものを結局町内の業者で固めております。指名しておりますので、これだけ優遇しているんですね。もし、ここにですよ、町外、いろんな全国から集めたならばもっと安くなるかもしれない。しかしながら、やはり町は町ですね、経済の活性化を行うためにそういったことをこういった指名競争するのは悪いことではないと私は思います。しかしながら、きちんとした順番というものが、この入札保証金というのがまず前段にあって、その後の特例なんですね、使ってるのは。なにもかも甘くなったらいけないと思いますけれども、その特例は、ということは今まではすべてそうだったんじゃないですか。入札保証金というのは今まで入金していただいたことがないのではないのでしょうか。この点について、今回だけなんですか。それとも、今までもそうやってやってきたんですか。今度の、例えば、この共同体、JVあたりをですね、見た時に今までもそういった形で保証金の入金はなかったということによろしいのでしょうか。それとも、今まできちんと町の金庫に入ってたんだよというのか、その点について再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、ご指摘のように中小企業関係の振興を図る、経済活性化を図るというのは非常に大切なことでございますので、地元の業者の企業育成という形で、今回も合わせまして、また、これまでもそういった中身で取扱いをさせていただいております。特に、業者の経営事項等につきまして、今回の場合につきましても合わせて事前審査型という形で行わせていただいておりますので、当然必要な今までの経営状況あたりの書類等も含めて要件を具備した中での審査を行わせていただいておりますので、要件がない場合については当然できませんけれども、要件にそろっている業者という形で今回経営審査にあたらせていただいておりますので、その資格審査という形でやらせていただきまして、入札に参加となっております。そういったことで、実際入札に参加される場合につきましては当然、先ほど申しました入札保証金という規程でございますので、これにつきましては先ほど申しましたこれまでの規程の中での過去の実績等踏まえての状況を審査いたしまして、施行に伴いましての履行違反等がないような、これまでの実績を踏まえて、これまで入札保証金につきましては、最近では免除という形の取扱いをさせていただいているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は構造上のことについて、お尋ねをいたします。

設計図面を見ますと、片流れの屋根で南側に傾斜をしているということで、屋根の面積が約600平米ほどあるかと思えますけど、意見を関係者から聞く中で太陽光発電の設置は全く上がらなかったのかなど、大変好条件の屋根があるかと思うんですけど、検討されたかどうかお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 荒木議員の質疑にお答え申し上げます。

教育委員会サイドで当初、太陽光についても一応検討されたということはお聞きしているところでございます。ただ、太陽光につきましては、ご存知のようにまちづくり交付金事業で着々と今やって

いるところがございますけども、今回につきましては、まちづくり交付金事業につきまして、5カ年でございまして、財源別につきまして、まちづくり交付金事業というのが基幹事業と提案事業ということに分かれまして、太陽光につきましては提案事業という形になりまして、総事業の約28%の枠ということでございますので、今回5カ年のまちづくり交付金事業の中ではですね、一応、昨年までの経済対策のほうで各関係機関の公共施設につきまして、ほとんど太陽光パネルをのせておりましたので、提案事業についての枠がほとんどございませんので、まず、低炭素社会の実現に向けての今後の考え方としては次の新計画の中でまた新たな太陽光発電の戦略を作っていきたいということで今回事業としてはのせてなかったということでございます。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） まちづくり交付金の補助の枠から外れたということではありますが、今回ですね、太陽光発電が間に合わなかったということであればあれですが、屋根の上に太陽光発電を設置する場合ですね、北中あたりは相当風の強いところありますので、せっかく新築工事をするんですから、将来、太陽光発電を設置する場合のパネルが飛んだりしないような、いわゆる土台部分の設置をしておけば、後の設置はなんら問題なくパネルをつけることができるわけですね。設計上ですね、そういうことは当然、検討されるべきではないかと思うんですが、これからでもそういった技術的な相談検討をしておけば、将来、安全に太陽光発電を設置できるということだと思うんですけど、いかかでしょうか。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の再質問にお答えしたいと思います。

いろいろ検討する中で片流れの南側の斜面になっております。当然、角度も将来、太陽光発電をのせる場合の構造上の問題も検討しておりますので、将来、太陽光発電をのせても十分問題ない構造としております。検討もしております。風対策はどういった太陽光発電をのせるかによって屋根の部分の構造上の問題とか重さに対する問題はガルバニウム板の上ののせますので、その辺は対応できるというふうに考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 2階建といっても相当高さがございますので、風対策が一番なんでね、太陽光パネルを屋根にのせる場合は、既にある屋根の上に太陽光パネルをのせる場合は相当補強して、万が一の風邪で飛ばされることがないように後で施行しなければならないわけです。ですから、新築の時にあらかじめいわゆるアンカーみたいなのを埋め込んでおけば、あとでの設置は本当に容易にできる。また、丈夫にできると。

先ほど、補助金の枠がなかったということではありますが、まだ、太陽光発電を設置して売電をすれば、十分採算は取れる価格が設定されておりますので、この広さだとたぶん20年保証はとれると思うんですけど、施行業者ですね、宇都宮さんあたりだとそういうことは可能であるかと思っておりますけど、相談をして検討をする価値があると思うんですけど、いかがですか。新築と同時に、後で太陽光発電

の土台をつけるのではなくて、太陽光発電の土台を留める金具を新築の時からきちんと用意しておくということが合理的であるかと思うんですけど、検討なさるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 今回ですね、太陽光発電についても文科省の補助は別枠の補助ということで、今回はどうしてもエアコンのほうをやりたかったということもございます。それと、太陽光発電が、今、技術が進んでおりまして、いろんなメーカーがいろんなパネルを開発しておりまして、今後もっと進むんじゃないかと。どのようなものをのせるかという問題もございましてですね、現在の時点でそこを想定して屋根にボルト等をするというのは土木部長とも話したんですけど、難しいんじゃないかということですね。それと、もう一つが、今後は屋根も含めてですね、屋根だけじゃなくて、ほかのところでも考えるべきじゃないかということもございまして、今回は見送ったということでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） お尋ねいたします。

まず、設計の中身のクラスの話なんですけれども、2月の全員協議会がございまして、その中で北中の生徒数の推計ということで、どのくらいのクラスが必要なかというお話があったかと思います。その時のお話ではピーク時の平成35年度に23クラスで、8クラス分が必要でそのうち2クラス分については既存の校舎の中でまかなって、6クラス分が必要だというようなお話であったかと思いません。

今回の設計を見てみますと、普通教室が4つと新世代型学習空間というものが全部で4つ、普通教室サイズのものより広いものが2つずつ準備されてるということで、おそらく狭い普通教室サイズのは将来的に教室への転用というものを考えられてるんだろうなと思うところなんです、お話の中に推計の数が予想をさらに上回る場合があるというお話がありまして、その場合の対応として、この新世代型学習空間2、4のちょっと広い分ですね。これを普通教室に転用する時の不都合というものはないのかなというのをひとつ考えたので、そこを確認したいなと思うところです。

それから、新世代型学習空間、これたぶん平成13年に出てきた次世代型学習空間の焼き直しじゃないかなと思うんですけど、新世代型というからには何か機能があるのかなというふうに思うところなんです、どんな特徴を持ったものなのかというところをちょっとお尋ねしたいなというところです。

それから、先ほどPTAの意見というものをご案内いただきまして、それも全員協議会の中で説明があったことですが、その結果として、それがどのように設計に反映されているのかというところをですね、それが答えがなかったかなと思うところでもそこもお願いしたいと思います。

それから、太陽光の発電、しつこくて申しわけないんですけど、エコスクールっていう考え方、事業があると思うんです。補助金の制度がですね。これを使うことができなかつたのかなと。先ほどまちづくり交付金の話でしたので、エコスクールでの対応というのは可能だったのではないかなと思う

んですが、そこについて全部で4点お尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 佐藤議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、推計のことなんですけども、全協の時の部分から新しく最新の部分で再度、推計し直しております。あんまり数字的には変わっておりませんが、先ほど申したように大体平成35年ぐらいがピークということで、その時ですね、普通教室が大体20から21ということで考えております。あと、特別支援教室、これが分からないんです。どのくらい増えるかっていうのがですね。国との協議の中で、一定期間の中でしか検討できませんので、その中で最大限に面積をお願いして、今回補助金申請を行ったと。その面積が1千113平米になったということなんですけども、それを最大限に利用して、この図面にありますように、新世代型学習空間ということで設けております。これについてはですね、新しい学習空間ということで、例を申し上げますと、習熟度別教室。それから、少人数教室ということでですね、利用できるということでございます。ですから、特別なそこに何かを置くというようなことじゃなくて将来、増えた時は当然これも普通教室に変えるということになってきます。

それと、この資料の中でですね、新世代型学習空間7室ということでございまして、この7室を普通教室を4室と要するに少人数教室を1室ということで8室増やすことができます。普通教室をですね。あと、それで今の大体、推計上は何とか足りるんですけども、子どもがそれ以上増えたりとか、特別支援教室がさらに必要になってきた時どうするのかということなんですけども、それについては全体的な中の見直しをしてですね、少人数教室あたりの核を考えたいと。そして、ピークを乗り切っていけたらなということで考えているところでございます。

それから、2番目の質問。PTAの意見がどのように設計に生かされたかということなんですけども、PTAが一番心配されているのは今、既存の教室の設計がですね、先ほどからも何回も永田議員のほうからも質問が出ておりましたけれども、非常に導線上が死角だらけの内容になっております。そこが一番心配されたということで、その辺見通しがきくシンプルな形にしたということと、職員室コーナーというのを設けましてですね、そこに先生がおる教室を設けたと、職員室が遠くなりますので、そこにも職員がおれるスペースを設けたということ。それから、先ほども申しましたけれども、教育の日とか今、参観増えております。それから、研究指定とか、そういった時に非常に授業を見られないというようなご意見がございまして、バルコニーを広くして、廊下からもバルコニーからも参観ができるスペースをとったということでございます。

ほかにも諸々ありましたけども、そういった意見を参考にしながら、設計業者とも議論を重ねて設計をしたということでございます。

先程も説明いたしましたけれども、また、新たな太陽光発電に対する補助も今年度いろんな補助金は国のほうでも考えていらっしゃると思いますけれども、先ほども申した内容でですね、今回は太陽光発電についてはですね、見送ったというのが正直なところでございます。

新世代型学習空間2、4については、将来、普通教室に転用できるようにお願いしたケースがござ

いますので、何ら問題はないというふうを考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） では、太陽光発電の点、もう少しお尋ねしたいと思いますけれども、先ほどの説明の中で新たなパネル、技術が進んだパネルが次々と開発されていきますので、どういったパネルをのせるのが適当なのか分からないということで、そこもさらに検討していった上でというような答弁があったかなと思うんですけれども、それはちょっとおかしかねえ。当然、現時点で選択し得るものというのを想定して設計するべきであって、先がどうなるか分からないからということで先送りするというのであればですね、どんな問題でもそうですけれども、技術は次々進んでおまして、例えばパソコン買う時だって、もっといいパソコン出るともしれないからとかいう考え方をするわけなんです。だから、今は導入しませんっていう考え方であれば、それはちょっと普通の考え方ではないのかなと思うところなんです。そうした時、先ほどエコスクールというのを申し上げましたけれども、何もまちづくり交付金だけじゃなくてほかにも補助金がありまして、そうした枠の中で現在必要な、現時点においてベストの選択ができたのではないかなと思うんですが、それを見送ったという、なぜ見送ったのが分からないというところで、再度そこを質疑したいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの荒木議員の質問は、将来、太陽光発電を設置する時に、構造上、今のうちに業者と相談して、屋根のところにボルトを設置するようなことはこれからでも考えることはできないかというような質問だと私は理解しております。ですから、構造上、今から将来の太陽光発電を設置するための下からのボルトとか、そういう分を設置する場合についてですね、今のところそれを想定して屋根にそういういった施行をするというのはちょっと厳しいんじゃないかということでお答えしたということで、太陽光発電について全然考えてないということを申したわけではございません。

○議 長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 再質疑にお答え申し上げます。

太陽光発電等々の新エネルギーにつきましては、新エネルギービジョンというのを大津町は作成しております、その中で年次計画ですということ、例えば、まちづくり交付金事業という形で私達のほうで着実にやってきたところがございますので、その年次計画で今のところ新エネルギーのビジョンの中では北中もちろん入っておりますけれども、その範ちゅうの中では次の計画でやるというところで当初からうちのほうも教育委員会と協議しておりますので、次期計画の中です、北中につきましては新エネルギービジョンの中の計画的にやるということ、今回は教育委員会とも協議しながら見送ったというところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

山本重光君。

○6番（山本重光君） 先ほど屋根の話があったんですけども、私の場合は渡り廊下ですね。2ページに渡り廊下工事内容ということで書いてあるんですけども、皆さんもご存知かと思っておりますけども、今、

北中の北渡り廊下を渡ると、渡り廊下兼屋根から水がしみ込んで上に塗装してあるものがどんどん1階に落ちてきているという状態があるんですけども、そういうことあたりも受けて今回は屋根をつける、本件建物はもちろん屋根があるということなんですけども、2階の渡り廊下とですね、6ページを見ると分かりやすいかもしれませんが、左のほうに北渡り廊下があって、そこから右に曲がると本件建物ということなんですけども、北渡り廊下の使用頻度と言いますか、やはり本館から2階の渡り廊下を通して新しい建物に入る学生はいないのかとかですね、そういうこと考えるんですけども、今回北渡り廊下に通行用の屋根をつけるのかどうか私の認識不足かもしれませんが、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 山本議員の質疑にお答えしたいと思います。

既存の渡り廊下の件だろうと思うんですけど、そこにも当然この工事に入っておりませんが、別工事で発注する予定でございます。もう既に入札は終わっております。別工事で入札は終わっております。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） ありがとうございます。やはり当初、10数年前は屋根と廊下が合わさった非常にいい構造ということで設計をされたと思うんですけども、やはり10数年経つてくるとそういうふうな思わぬ水の被害というのがございますので、今回も防水とか水そこらに関して、今一度、業者ともいろいろ打ち合わせをしていただいて、10年後、10数年後に同じようなことがないようにお願いしたいと思います。

それから、先ほどの人数の話もあつたんですけども、平成35年をピークにあとは減っていくと思います。たぶん。作る前から減っていった後の話をするのもおかしいかもしれませんが、やはりいろんな箱ものに関しては使った後の使えない状態になった時のことを考えるという、それも必要なことであると思いますので、その点かなり先の話ではありますけども、ご見解はどんなでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 山本議員の再質問にお答えしたいと思います。

先程は現段階の住民基本台帳により推計した数字でございます。それが、大体平成35年頃をピークに減っていくということなんですけども、今後、また住宅ができる可能性もあるということを考えますと、先ほど申したようにそれ以上に増える可能性もあるわけですね。ですから、先ほど申したように、どこかではもう一回全体の見直しをして、教室に変えられる分については教室に変えるとか、そういった検討をする時期が来るかもしれません。

それと、もしも、減った場合のことなんですけれども、今、特別支援教室、特に北中については障害を持った方々がたくさん入ってきていただいております。そういった特別支援教室が今、かなり増えてきております。小学校も中学校も。北中のほうは、特にご存知のように、若草児童学園もございますし、支援学校もございますし、非常に障害を持った方々が転入というか転居というか、そういった事例もございまして、特別支援教室が今後増えてくるといことも考えますと、その辺が増えてく

ると非常に厳しい状況になってくるのではないかとということで考えております。

当然、習熟度別、少人数学級については有効に活用できるということも考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） それから、完了検査のことですけれども、今回2億6千700万かけて来年3月までするということなんですけれども、この間、駅前楽善線の擁壁工事の不具合のことを私、担当部署に言いましたけれども、やはり町民の皆さんの大切なお金を使って工事をするわけですので、した後の見極めと言いますか、そこら辺はどんなふうになってるのかなということ、その時も考えたんですけども、かいつまんで結構ですけども、もちろん完了工事規則とかいろいろあるかもしれませんが、学校工事が完成したあかつきにですね、いつ、誰が、どのようにして見極めるかというそこら辺を簡単でいいですので説明をお願いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 質疑にお答え申し上げます。

こちらの方の学校関連、建物の関係の検査につきましては、現在、監督員につきましては都市計画課所属の担当職員が委託した設計業者と一緒に管理監督をやっているというところございまして、その検査員につきましては、3月6日が工期でございますので、3月6日の間に中間の検査を、現時点の天津町の規則に基づきますと、検査員につきましては都市計画課長が検査するという形になります。その後、3月6日以降に最後のしゅん工検査になりまして、それも今の都市計画課所属の監督員と都市計画課の検査員、課長の方で検査するという形で、その検査の結果を町長の方に決済を上げるという形で検査の終了となります。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 質疑いたします。

先ほど佐藤議員からの質疑におきまして、質問制限いっぱいになってしまっていて、私もちょっと釈然としない部分があったんですけども、その点について伺います。

太陽光パネルに関しまして、年次計画のお話と補助金としてのまちづくり交付金の話とエコスクールの話がございました。その中で、年次計画に関しては、1年間等の計画を立ててやっていくと、そこに入らなかったというお話で、もう一方、荒木議員のほうにご説明があったお話で、まちづくり交付金の枠がもうないというお話があって、年次計画とまちづくり交付金の枠の中で今回の流れになったように理解したんですけども、その中で佐藤議員からあったお話がエコスクールというところで、他の補助金を使って検討していくというやり方だったと思うんですね。その中でエコスクールだとかほかの補助金を検討したのかしていないのか。その中で今回の流れになったのは、例えば、役場の人員が足りなくて対処できないというお話だとか、ほかの補助金調べてみたけども補助率のお話だとか、そういった面で今回使えなかった、そぐわなかった、あるいは検討の時間切れというところいろいろあると思うんですけども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 金田議員の質疑にお答え申し上げます。

先ほど私の舌足らずで申し訳ございませんでした。

新エネルギービジョンにつきましては、補助事業としましては、まちづくり交付金事業だけでございまして、経済産業省、及び農林水産省、各種の省庁の補助事業を対象とした事業でございまして、その中でたまたま、まちづくり交付金事業については提案事業としてもう枠がなかったということで先ほど荒木議員にはお答えしたところでございますけれども、先ほど言いましたように経済産業省等々の補助につきましては、事業費ベースが家庭用とかいう形の補助事業が中心でございまして、公立関係の補助についてはなかなか採択が難しいと、あくまでも民主導の補助事業ということがございましたものですから、その部分については一応検討しましたけれども、事業採択して補助対象としては事業費が小さいものですから、その分も加担したと。農林水産関連につきましては、学校関連につきまして、補助対象としている部分がありませんものですから、これについては通常の農業用関係の公共的なものにつきましての検討をしたというところでございます。学校施設関連につきましても、エコスクールまでについては私たちの検討の範囲内ではございませんでしたけれども、学校の文科省の補助事業についてはもちろん検討の材料としたところでございましたけれども、その部分につきましても今回はまちの新エネルギービジョンの中のスケジュールにつきまして、合わなかったということで今回のスケジュールの中では見合わせたということでございます。

なお、次の平成29年度からの新計画の中では、さらにいくつかの公共施設があると思いますので、財源ベースを協議しながら最低でも2分の1の補助でございまして、残りの2分の1はまちの単独という形になりますので、その辺も含めまして次の計画の中で検討をしていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第48号 大津北中学校増築工事（建築本体）請負契約の締結についてを採決します。この採決は、起立によって行います。議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

以上で会議を閉じます。平成26年第4回大津町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年7月25日

大津町議会議員 大塚 龍一郎

大津町議会議員 松田 純子

大津町議会議員 桐原 則雄